

ソフトバンクグループの大量特許出願戦略が日本企業の知財戦略に与える影響

Executive Summary

本調査が示す最大の事実は、ソフトバンクグループ（出願人：ソフトバンクグループ株式会社）の日本における「出願公開件数」が、2024年の552件から2025年に10,400件へと約**18.8倍**に急増し、公開統計上で国内トップに躍り出た点である。^① その結果、同年の公開件数ランキングで、長年の上位常連である**トヨタ自動車株式会社**^②（5,456件）、**キャノン株式会社**^③（5,417件）を上回った。^④

この「大量出願」は、単に“件数が多い”だけでなく、①発明創出を社内外から集約する仕組み、②出願後に取捨選択（審査請求・補正・維持の可否）でポートフォリオを形成する運用、③（将来的に）ライセンスや交渉力に転化し得る“権利の束”の構築、という**知財オペレーション設計**として理解する必要がある。とりわけ、ソフトバンクグループが「生成AI活用アイデアコンテスト」を制度化し、応募により発生した知的財産権の譲渡、特許出願の可能性、発明者氏名の公報掲載可能性、利益分配（控除後の3分の1）まで明示している点は、発明→出願のパイプラインを“制度として量産”する設計思想を示す一次資料である。^⑤

日本企業の知財担当者・経営層にとっての含意は次の3点に集約される。第一に、競合ウォッチ（SDI）とFTO（クリアランス）のコスト構造が、特定領域（AI×業務プロセス×社会課題領域）で上方にシフトする。第二に、「参入障壁＝強い少数特許」だけでなく、「参入障壁＝特許群（thicket）による探索・交渉コスト増」という形を取り得るため、事業側のリスク説明・投資判断の前提が変化する。第三に、独占禁止法・標準化・共同研究の文脈では、権利行使・ライセンス条件が競争制限に転化しない設計（ガバナンス）が不可欠であり、**公正取引委員会**^⑥の知財ガイドラインや標準化・パテントプールの考え方を踏まえた運用が重要になる。^⑦

実務向け推奨としては、①「量のショック」を前提とした特許情報処理（分類・クラスタ・重要度推定）を自社内製または外部連携で早期に整備、②“出願公開→審査請求→権利化”の時間差を前提に、公開データの段階から先読みして設計回避・交渉準備を行う、③共同研究・オープンイノベーション契約では、背景特許・成果特許・改良特許・実施許諾範囲を再定義し、独禁法リスクも含めて条項を点検、が優先順位の高い対応となる。^⑧

背景と目的

日本の特許出願（日本国特許庁への特許出願件数）は、2020年以降おおむね横ばいの後、2023年に300,133件（前年比+3.6%）、2024年に306,855件（前年比+2.2%）と増加している。^⑨ 一方で、月別の「特許出願等統計速報」は暫定集計であり、後日の精査で変動し得ることが明示されている。^⑩

本報告書の目的は、ソフトバンクグループの「大量特許出願（実務上は“大量の出願公開”として観測される現象を含む）」を、単なる話題性ではなく、**日本企業の知財戦略（探索・防衛・交渉・オープンイノベーション・法務リスク）に対する構造変化**として捉え直し、実証データと制度分析に基づき、経営層と知財部門が取るべき打ち手を提示することである。^⑪

方法論とデータソース

本調査は対象期間が未指定のため、原則として**直近10年（概ね2016～2025年）**を優先し、入手可能性に応じて2026年の速報的情報（年途中）も補助的に扱う。

ただし「出願年」と「公開年」は一致しないため、公開情報ベースの集計は“出願行動のタイミング”を完全には表さない点を、解析上の前提（不明点・仮定）として明記する。¹²

データ収集・分析の主要属性（観点）は、以下の枠組みで整理した。

- **量 (Volume)**：出願公開件数、特許取得件数（公開統計）
- **時間 (Time)**：年次推移、公開集中の有無（バースト性）
- **空間 (Geography)**：発行国・優先権国（サンプルで確認）
- **技術 (Technology)**：IPC/FI、（可能ならCPC）
- **主体 (Actors)**：出願人、発明者、代理人、社内制度（インセンティブ）
- **品質・実効性 (Effectiveness)**：審査請求、審査結果、引用（参考文献）
- **競争影響 (Competition)**：参入障壁、交渉力、訴訟・NPEリスク
- **政策・規制 (Policy)**：独禁法、標準化、AIと発明者要件・審査実務

一次・準一次ソースは、主として以下を用いた。

- **特許庁**¹³：特許行政年次報告書（統計・資料）、審査基準関連資料、AIと特許制度検討資料¹⁴
- ソフトバンクグループのプレスリリース／規約（生成AI活用アイデアコンテスト等）⁵
- 公開特許情報の集計（出願公開件数ランキング等）：IP Force（筆頭出願人ベース）¹⁵
- 競争法：**知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針**、標準化とパテントプールの考え方、共同研究開発ガイドライン¹⁶
- 誠実交渉（SEP等）に関する政策周知：経済産業省¹⁷の公表資料¹⁸
- 参考事例（訴訟・NPE含意）：米国連邦巡回控訴裁判所関係の提出書面（Fortressの支配関係に言及）¹⁹

不明点・仮定（重要）

- 「対象期間」が未指定のため、本報告では2016～2025年を基本とし、2026年の値は**年途中の暫定（観測時点）**として扱う。²⁰
- 出願国・分野・引用・被引用・拒絶理由・審査経過の“網羅的な全件集計”は、本来はJ-PlatPat等の一次DBからの検索・抽出設計が必要であり、本報告では**公開統計と、個票サンプルに基づく定性的補完**を併用した。²¹

データ分析

日本の特許出願環境の俯瞰

日本国特許庁への特許出願件数（国内出願＋PCT国内移行の合計）は、2015年318,721件から2020年288,472件まで減少傾向を経て、2023年300,133件、2024年306,855件へと増加している。²²

このマクロトレンドは、特定企業の出願行動が統計上の“見え方”を変える可能性（例えば急増月の発生）を含意し、個社戦略の影響評価では「国全体の増減」と「特定主体のバースト」を分けて解釈する必要がある。¹⁰

（参考：日本の特許出願件数 推移）CSV簡易表（出所：特許行政年次報告書の図表値）²²

```
year,jpo_patent_applications
2015,318721
2016,318381
2017,318481
2018,313567
2019,307969
2020,288472
2021,289200
2022,289530
2023,300133
2024,306855
```

```
xychart-beta
title "日本国特許庁への特許出願件数（2015-2024）"
x-axis [2015,2016,2017,2018,2019,2020,2021,2022,2023,2024]
y-axis "件" 280000 --> 325000
line [318721,318381,318481,313567,307969,288472,289200,289530,300133,306855]
```

（図表の根拠：特許行政年次報告書の掲載図） 22

ソフトバンクグループ（出願人：ソフトバンクグループ株式会社）の出願公開件数の急増

公開統計（筆頭出願人ベース）では、ソフトバンクグループ株式会社の出願公開件数は2016～2019年は0件、2020年6件、2021年2件、2022～2023年0件、2024年552件、2025年10,400件と推移し、2026年は3月時点で11,964件が表示されている（年途中）。²³

同じ集計枠での特許取得件数は、2025年55件、2026年（表示時点）51件となっており、公開件数に比べて権利化がまだ追いついていないことが確認できる（権利化には審査・時間差があるため、単純比率は“成熟度”の指標に留まる）。¹

（ソフトバンクグループ株式会社：出願公開件数・特許取得件数）CSV簡易表 24

```
year,jp_publications,jp_grants,note
2016,0,0,"publications/grants shown as 0"
2017,0,0,"publications/grants shown as 0"
2018,0,0,"publications/grants shown as 0"
2019,0,0,"publications/grants shown as 0"
2020,6,0,"publications shown as 6"
2021,2,0,"publications shown as 2"
2022,0,0,"publications shown as 0"
2023,0,0,"publications shown as 0"
2024,552,4,"publications 552; grants 4"
2025,10400,55,"publications 10400; grants 55"
2026,11964,51,"as-of Mar 2026 (in-year display), provisional"
```

```
xychart-beta
title "ソフトバンクグループ株式会社の出願公開件数（公開年ベース）"
```

```
x-axis [2016,2017,2018,2019,2020,2021,2022,2023,2024,2025,2026*]  
y-axis "件" 0 --> 12000  
line [0,0,0,0,6,2,0,0,552,10400,11964]
```

(注：2026*は年途中の表示値) 25

ここから読み取れる戦略仮説（データに整合する範囲の推論）は、(a) 2023年頃に集中的に出願された案件が、原則として出願後一定期間を経て公開される仕組みの下で2024～2026に“公開の波”として顕在化している、(b) 公開件数の急増は、発明創出と出願処理の“生産ライン”を制度・ツール・人員で構築した結果である、という2点である。 26

日本の主要企業群との比較（出願公開件数：2025年）

2025年の出願公開件数ランキング（筆頭出願人）上位10社は、1位：ソフトバンクグループ株式会社（10,400件）、2位：トヨタ自動車（5,456件）、3位：キヤノン（5,417件）であり、上位10社合計34,225件のうちソフトバンクグループ株式会社が約30%を占める。 4
この1年断面だけでも、従来の“製造業中心の上位構造”に、ソフトバンクグループが公開件数で割り込んだことが定量的に示される。 4

（2025年 出願公開件数 上位10社）CSV簡易表 4

```
rank,applicant,jp_publications_2025  
1,ソフトバンクグループ株式会社,10400  
2,トヨタ自動車株式会社,5456  
3,キヤノン株式会社,5417  
4,株式会社三共,2456  
5,パナソニックIPマネジメント株式会社,2430  
6,株式会社三洋物産,1907  
7,セイコーエプソン株式会社,1883  
8,株式会社東芝,1526  
9,エルジー エナジー ソリューション リミテッド,1434  
10,株式会社半導体エネルギー研究所,1316
```

```
xychart-beta  
title "2025年 出願公開件数（上位10社）"  
x-axis  
["SBG","Toyota","Canon","SANKYO","PanasonicIP","SanyoBussan","Epson","Toshiba","LGES","SEL"]  
y-axis "件" 0 --> 11000  
bar [10400,5456,5417,2456,2430,1907,1883,1526,1434,1316]
```

(注：原表の会社名は上のCSV参照) 4

```
pie title "2025年 出願公開件数（上位10社・件数ベース）"  
"SBG 10400" : 10400  
"Toyota 5456" : 5456  
"Canon 5417" : 5417  
"SANKYO 2456" : 2456
```

"PanasonicIP 2430" : 2430
 "SanyoBussan 1907" : 1907
 "Epson 1883" : 1883
 "Toshiba 1526" : 1526
 "LGES 1434" : 1434
 "SEL 1316" : 1316

(注：これは“企業別”円グラフであり、技術分野別ではない) 4

分野 (IPC) ・ 引用 ・ 審査経過の観測 (個票サンプル)

大量出願の本質的な評価には、件数に加えて「技術分野 (IPC/CPC)」「引用 (先行技術)」「審査請求・拒絶理由・補正」「権利化・維持」の実態把握が必要である。 27

本報告では網羅抽出ではなく、公開個票からサンプルを提示する (データ制約に伴う補完)。 28

サンプル例として、特許第7788516号 (ソフトバンクグループ株式会社) は、国際特許分類がG06Q (ビジネス・管理目的のデータ処理等) であり、優先日・公開日・審査請求日が明示され、参考文献として米国公開公報、国内公開、WO公報が列挙されている。 29

同一日に登録された特許第7788517号もG06Q 50/10である。 30

別の特許 (第7785655号) では、G08B (信号・警報) に加えてH04L/H04W (通信) など複数クラスが付与されており、通信・ネットワーク系の技術要素が混在する。 31

さらに、公開出願個票の例として、2024年公開の「ジスルフィド型固体電池」はH01M (電池) 系のIPCが付与され、審査請求が未請求として表示されている。 32

(サンプル：IPC・引用・審査関連情報) 表 33

種別	文献	IPC (例)	審査関連 (例)	引用 (例)
特許	JP7788516	G06Q 50/10, G06Q 10/00	審査請求日あり、優先日・公開日あり	US公開、JP公開、WO等が参考文献に列挙
特許	JP7788517	G06Q 50/10	審査請求日あり、公開日あり	(個票で確認可能)
特許	JP7785655	G08B, H04L, H04W 等	(個票で確認可能)	(個票で確認可能)
出願公開	(個票例)	H01M (電池)	審査請求：未請求 (表示)	(個票で確認可能)

このサンプルが示唆するのは、少なくとも権利化が進みつつある一部特許において、G06Q (業務・サービス×AI含意) が占める比重が見える一方、通信 (H04) や電池 (H01M) など混在し得る点である (ただし統計的代表性は担保しない)。 34

(参考：技術分野別円グラフ＝サンプルベース)

※「技術分野別円グラフ」の要件に対し、現時点で取得できた個票サンプルに基づく“例示”である (全件分布ではない)。 35

```
pie title "技術分野（IPCセクション）の例示：サンプル特許3件"  
"G（情報処理・業務/サービス）" : 2  
"G/H混在（警報・測位・通信）" : 1
```

事例研究

製造業トップランカーが直面する「公開件数バースト」による知財インテリジェンス再設計

2025年の公開件数ランキングで、ソフトバンクグループ株式会社が10,400件で1位となり、トヨタ自動車（5,456件）、キヤノン（5,417件）を上回った事実は、競合比較指標（ベンチマーク）としてのランキングの意味を変える。⁴

知財部門実務では、競合ウォッチは「上位社の公開件数が多いほどモニタリング負荷が増える」ため、従来のSDIの設計（キーワード×分類×被引用×権利状態）を、**高ノイズ環境に耐える形へ再設計**する必要が生じる。²⁷

特にG06Q系の“システム特許”は請求項が抽象化しやすく、製品・サービス要件とのマッピングが難しいため、事業部門への説明責任（なぜリスクか／なぜ回避可能か）が増大する。³⁶

ここでの戦略的転換点は、「件数の多さに反応して調査工数を増やす」ではなく、(a) クラスタリングと重要度推定で“読むべき束”を絞り、(b) 早期に設計回避・無効資料を確保し、(c) 必要に応じて合作・共同出願・ライセンスの選択肢を事業と同時に検討する、という“処理系の刷新”である。³⁷

「生成AI×アイデアコンテスト×権利化」という発明生産モデルの波及

ソフトバンクグループの生成AI活用アイデアコンテストは、応募により発生した知的財産権がソフトバンクグループ株式会社へ譲渡され、同社知財グループが出願検討し特許出願する可能性があること、発明者として応募者氏名が公報に掲載され得ること、特許で利益が生じた場合には合理的費用控除後の3分の1を分配することを、明確に規約・プレスで示している。⁵

また、同社の別資料では、社内外のアイデア応募が累計で大規模に集まっている旨が示されている。³⁸

この設計は、従来の「研究開発部門→発明提案→出願」という線形モデルではなく、「現場課題・利用シーン→生成AI支援→大量発明提案→知財部がふるい分け→出願・保留・廃棄」という**探索型ポートフォリオ**の色彩が強い。³⁹

同時期に、**株式会社NTTデータ**⁴⁰が、生成AIなどのデジタル技術を用いた知的創造活動の活性化をテーマにホワイトペーパーを公表しており、創造活動の“デジタル化”自体が産業側の重要課題として認識されていることが確認できる。⁴¹

また、生成AIを使った社内コンテストを導入する旨を有価証券報告書で開示している企業もあり、発想創出→業務変革→（場合により）知財化というループを組織的に回し始めている。⁴²

これらは個社の直接言及がないため因果を断定できないが、ソフトバンクグループの事例が「知財創造の生産性がAIで変わり得る」ことを可視化し、他社の設計判断（制度・人材・投資）を促す外部環境要因になり得る。³⁹

知財の金融化・訴訟エコシステムへの接続（NPE含意）と日本企業のリスク管理

ソフトバンクグループ傘下の**Fortress Investment Group**⁴³について、米国の係争書面では、同社がソフトバンクグループの子会社である旨が述べられている。¹⁹

これは、ソフトバンクグループの知財戦略を「自社実施のための特許取得」だけでなく、「投資・資産運用・訴訟ファイナンス等を含む広義のIPエコシステム」として捉える必要性を示唆する。⁴⁴

日本企業側の実務的含意は、(a) 海外市場での係争リスクの増大（相手方がNPE化し得る）、(b) ライセンス交渉の相手が“実施主体”とは限らない、(c) 標準化・共同研究の局面で、権利行使が競争制限に転化しないよう競争法ガイドラインを踏まえた交渉が必要、という三点である。¹⁶

特に標準必須特許（SEP）や標準化の文脈では、FRANDや誠実交渉の枠組みが政策的にも重視されており、交渉プロセスの整備（記録、提案条件、合理性の説明可能性）が企業防衛の実務となる。⁴⁵

影響評価

競争上の影響（参入障壁、クロスライセンス、訴訟リスク）

特許ポートフォリオが競争に与える影響は、「排他権による差止・損害賠償」だけでなく、「交渉力」「取引条件」「市場参入の探索コスト」に波及する。これは、知財の利用制限行為に対する独占禁止法の適用関係を整理する公取委ガイドラインが、“権利行使に見える行為でも競争制限的なら評価対象となる”という基本構造を置いていることとも整合する。⁴⁶

大量出願は、特定領域で特許の“密度”を上げ、競合の設計回避・無効化・交渉に要する費用を増やすことで、結果として参入障壁として機能し得る（特にソフトウェア・業務方法系で顕著になり得る）。⁴⁷

クロスライセンスについては、従来は製造業（電機・自動車など）で相互牽制として発達したが、公開件数が急増する主体が現れることで、交渉カードの構造が変化し得る。¹¹

訴訟リスクについては、ソフトバンクグループの知財活動が投資・資産運用領域（Fortress等）とも接続し得る点が、相手方の属性多様化（実施企業／NPE／投資主体）を通じて間接的に日本企業の防衛実務を高度化させる。¹⁹

技術移転・オープンイノベーションへの影響

大量出願が常態化すると、共同研究開発や技術移転の現場では「背景特許・改良特許・成果帰属」の線引きがより重要になる。共同研究は競争法上も論点を持ち得るため、契約設計と競争法ガイドラインの両面で整理が必要である。⁸

一方で、発明の“種”を迅速に権利化しておけば、事業化前の段階でもライセンスや共同事業の交渉がしやすくなるという促進効果もあり得る（オープンイノベーションの選択肢を増やす）。⁴⁸

審査実務・AIと発明の位置づけ（制度適合性）

AI活用が発明創出に入り込むこと自体について、特許制度側は「現時点ではAIが自律的に発明を創作する事例は確認されず、一定程度の人間関与が必要」と整理し、現行の発明者要件の考え方で対応可能という見解が多数であることを示している。⁴⁹

したがって、ソフトバンクグループの“生成AI活用”を含む出願戦略は、少なくとも現段階では制度枠内で運用され得るが、今後AIが進展した場合に進歩性判断等へ影響を与える可能性がある点は、制度側も注視事項としている。⁵⁰

政策・規制への含意

大量出願それ自体は直ちに違法ではないが、(a) ライセンス条件設定、(b) 差止の使い方、(c) 標準化・パテントプール、(d) 共同研究の枠組み、のいずれかを通じて競争制限効果が生じる場合、独占禁止法上の評価対象になり得る。¹⁶

特に標準化局面では、パテントプール形成や競合規格排除等が問題となり得ることが整理されており、SEPを含む交渉ではFRANDや誠実交渉の枠組みを前提にした運用（提案条件の合理性、交渉対応の記録）が政策的にも周知されている。⁵¹

また、発明創出に生成AIを用いる動きが広がる中で、審査実務（新規性・進歩性・記載要件）を支える審査基準の位置づけや、審査実務上の課題が整理されている。企業側は「大量出願→補正で整える」運用を取る場合でも、記載要件や進歩性の実務運用を踏まえたドラフティング標準化が不可欠となる。 27

実務向け推奨と結論

実務向け推奨

第一に、競合の大量出願に対しては「検索・分類・通読」の人的増員だけでは追いつかないため、知財インテリジェンスを処理系として再設計することが最優先である。具体的には、(a) G06Q/G06F/H04等の重点分類（自社事業に対応）での自動クラスタリング、(b) 引用・審査経過・出願人/発明者ネットワークでの重要度推定、(c) 事業要件（PRD）と請求項要素の機械可読な対応付け、を標準プロセスに組み込むべきである。

52

第二に、ソフトバンクグループが示した「アイデアを集約し、権利化してから選別・活用する」モデルは、他社にとっても“発明創出のスループット”を上げる示唆を持つが、同時に出願品質・ガバナンス（発明者認定、権利帰属、秘密保持、対外公表）を伴う。従って、同様の仕組みを検討する企業は、①応募規約と職務発明・報奨の整合、②公報掲載（発明者氏名等）を前提にした個人情報・労務コミュニケーション、③出願の採否・審査請求の判断基準（剪定ルール）、④事業化・ライセンスの意思決定権限（経営との接続）を、制度設計として先に固めるべきである。 53

第三に、契約実務（共同研究、標準化、特許プール、ライセンス）では、競争法リスクを「法務の後工程」ではなく「設計条件」として前倒しに組み込む必要がある。公取委ガイドライン、標準化・パテントプールの考え方、共同研究ガイドラインを参照しつつ、交渉の誠実性・非差別性・合理性を担保する社内ルール（交渉記録、条件提示テンプレート、エスカレーション）を整備することが、訴訟リスクの低減にも直結する。 54

結論

ソフトバンクグループの大量特許出願（公開統計上の急増）は、日本企業の知財戦略に対し、(1) 競合監視とFTOのコスト構造、(2) ポートフォリオ形成の時間軸管理、(3) 交渉・契約・競争法対応の実務標準を同時に引き上げる圧力として作用する。 55

この変化は、単発の“特許バブル”として片付けるのではなく、「生成AIによる発明創出の工業化」と「知財を中心に据えた事業・投資・交渉の統合」が進む兆候として捉えるべきである。 56

flowchart TD

```
A[現場課題・生成AIでアイデア創出] --> B[制度化された募集・評価（コンテスト等）]
B --> C[知財部門で出願候補を選別]
C --> D[国内優先で大量出願・早期に「押さえ」]
D --> E[公開により競合が認知・牽制される]
E --> F[審査請求・補正・放棄でポートフォリオ剪定]
F --> G[権利化・維持（コア化）]
G --> H[事業化・ライセンス・交渉力の源泉化]
H --> I[競争法・標準化・訴訟リスク管理が必須に]
```

（制度設計の根拠：コンテスト規約、競争法ガイドライン、AIと特許制度検討資料） 57

erDiagram

```
APPLICANT ||--o{ APPLICATION : files
APPLICATION ||--o{ PUBLICATION : becomes
APPLICATION ||--o{ OFFICE_ACTION : receives
APPLICATION }o--o{ INVENTOR : lists
APPLICATION ||--o{ CITED_DOC : cites
PUBLICATION ||--|| PATENT_RIGHT : grants_as
```

(実務上の管理対象をERとして抽象化：審査・引用等の属性は審査基準・公開個票で確認可能) 58

1 12 <https://ipforce.jp/applicant-150698/2025>

<https://ipforce.jp/applicant-150698/2025>

2 7 16 17 46 54 <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>

3 13 29 33 34 35 36 47 52 7788516 | 知財ポータル「IP Force」

https://ipforce.jp/patent-jp-P_B1-7788516

4 11 15 55 <https://ipforce.jp/patent-ranking/2025>

<https://ipforce.jp/patent-ranking/2025>

5 26 39 43 48 53 57 <https://group.softbank/news/press/20250711>

<https://group.softbank/news/press/20250711>

6 41 <https://www.nttdata.com/global/ja/news/topics/2025/081800/>

<https://www.nttdata.com/global/ja/news/topics/2025/081800/>

8 <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kyodokenkyu.html>

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kyodokenkyu.html>

9 <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2024/document/index/0100.pdf>

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2024/document/index/0100.pdf>

10 28 https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/syutugan_toukei_sokuho/index.html

https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/syutugan_toukei_sokuho/index.html

14 22 <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2025/document/index/0101.pdf>

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2025/document/index/0101.pdf>

18 45 <https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220516005/20220516005.html>

<https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220516005/20220516005.html>

19 44 <https://images.law.com/contrib/content/uploads/documents/398/96239/VLSI-v.-Intel-CAFC.Intel-opening-brief-1.pdf>

<https://images.law.com/contrib/content/uploads/documents/398/96239/VLSI-v.-Intel-CAFC.Intel-opening-brief-1.pdf>

20 25 <https://ipforce.jp/applicant-150698>

<https://ipforce.jp/applicant-150698>

21 27 https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/document/2024_chizai-setsumeikai_jitumu/02.pdf

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/document/2024_chizai-setsumeikai_jitumu/02.pdf

23 24 <https://ipforce.jp/applicant-150698/2016>

<https://ipforce.jp/applicant-150698/2016>

30 7788517 | 知財ポータル「IP Force」

https://ipforce.jp/patent-jp-P_B1-7788517

31 7785655 | 知財ポータル「IP Force」

https://ipforce.jp/patent-jp-P_B1-7785655

32 https://ipforce.jp/patent-jp-P_A1-2024-179359

https://ipforce.jp/patent-jp-P_A1-2024-179359

37 40 https://www.jpo.go.jp/support/example/document/chizai_senryaku_2022/all.pdf

https://www.jpo.go.jp/support/example/document/chizai_senryaku_2022/all.pdf

38 <https://ai.softbank/action/001/>

<https://ai.softbank/action/001/>

42 <https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kessan/aeqhc400000kcyyg-att/yuho20254Q.pdf>

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kessan/aeqhc400000kcyyg-att/yuho20254Q.pdf>

49 50 56 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/51-shiryu/02.pdf

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/51-shiryu/02.pdf

51 <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/patent.html>

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/patent.html>

58 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html